

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

リーダー

ドストエフスキー研究で知られるロシア文学者の亀山郁夫さんは国立と私立の外語大の学長を15年間にわたって務めてきました。亀山さんはリーダーに必要な条件は、創造的思考。自分の力におごることのない謙虚さ。厳しさと寛容のバランス。この三つといいます。人とは異なるプラスアルファの思考ができないと人とはついてこないので創造的思考は重要です。謙虚さは言葉に力を与えます。ただ寛容の精神が強すぎると裁断はできません。また、組織内には必然的にライバル意識が存在しますが、これを否定したら何も残りません。そのライバル意識をひとつに束ねていくには、個別の対話が欠かせません。(日本経済新聞)

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると、令和3事務年度は、日本居住者のCRS情報（共通報告基準に基づく自動的情報交換に関する情報）約250万件（口座残高約14兆円）を94か国・地域の外国税務当局から受領し、外国居住者のCRS情報約65万件（同約4.9兆円）を77か国・地域の外国税務当局に提供しました。



お花畑(北海道)

録形 久/オアシス

相続発生時の消費税

□免税事業者

基準期間（個人の場合は、前々年）の課税売上高が1,000万円以下であり、かつ、特定期間（個人の場合は、前年の1月から6月まで）の課税売上高または給与等支払額のいずれかが1,000万円以下の場合は、消費税の免税事業者となります。

ここでは、相続が発生して事業承継があった場合の消費税の免税事業者の取扱いについて確認していきます。

□相続発生年の判定

相続が発生して事業承継した相続人について、相続発生年の納税義務の判定は、被相続人の基準期間の課税売上高によって行います。被相続人の基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合には、事業承継した相続人は、相続のあった日の翌日から12月31日までの期間について課税事業者となります。

□分割して事業承継した場合

複数の相続人が分割して事業承継した場合には、それぞれの相続人が分割承継した部分の課税売上高によって判定することになります。

したがって、甲事業（店舗）と乙事業（店舗）を別の相続人が事業承継した場合、たとえ合計で1,000万円を超えていたとしても、甲事業（店舗）と乙事業（店舗）がそれぞれ1,000万円以下であれば、いずれの相続人も免税事業者となります。

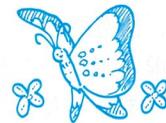
□相続発生翌年・翌々年の判定

相続が発生して事業承継した相続人について、相続発生翌年・翌々年の納税義務の判定は、相続人と被相続人の基準期間における課税売上高の合計額によって行うこととなります。

したがって、相続人・被相続人それぞれの課税売上高が1,000万円以下であったとしても、課税売上高の合計額が1,000万円を超える場合には、納税義務者となります。



○アメリカの領土は独立当時、東海岸側だけで現在の4分の1程度でした。1803年、フランスからルイジアナを、1845年、テキサス共和国が加盟、1848年、メキシコからカリフォルニア州周辺を、イギリスからオレゴン州周辺を、1867年は、ロシアからアラスカを1平方キロ5ドルで買ったが、これはお買い得。金も、石油も、天然ガスも出たので大儲け。



□財産が未分割の場合

相続財産が未分割である場合には、分割が行われるまでの間は、被相続人の事業は各相続人が共同して承継されたものとされますので、各相続人が法定相続分によって承継したのとして、納税義務の判定を行うこととされています。

□インボイス発行事業者

インボイス制度が開始される令和5年10月1日以降に相続が発生した場合、被相続人がインボイス発行事業者で、相続人がインボイス発行事業者ではないときは、みなし登録期間の適用があります。

みなし登録期間とは、相続のあった日の翌日から相続人がインボイスの登録を受けた日の前日、または相続のあった日の翌日から4か月を経過した日のいずれか早い日までの期間をいい、この期間は、相続人はインボイス発行事業者とみなされます。

そして、被相続人の登録番号が相続人の登録番号とみなされます。

相続人は、このみなし登録期間経過後については、インボイス発行事業者の登録申請を行わない限り、インボイスを発行することはできないこととなります。

経営者の高齢化と事業承継

中小企業庁は本年3月に「令和4年中小企業実態基本調査」の速報を公表しました。この調査は毎年、個人事業主を含む中小企業約11万社を対象に実施されています。

1. 経営者年齢の分布と後継者の決定状況

今回の調査では、中小企業の社長の年齢別構成比について、「70歳代」が27%で最も多く、次いで「60歳代」の26.4%、「50歳代」の22.7%となっており、とくに70歳代の社長の年齢別構成比が直近の3回の調査では、3回とも連続で最多となっております。このような統計からも経営者の高齢化が進んでいることは一目瞭然であり、高齢化が進むにつれて、年齢を理由に引退を迎える経営者が増加することも予想されます。その際は、企業がこれまで培ってきた事業や貴重な経営資源を次世代の後継者となる経営者に引

き継いでゆくことは重要です。

しかしながら、同調査では社長年齢別に後継者の有無について確認した結果を統計しており、60代では約半数、70代は約4割、80代は約3割で後継者が不在となっています。

2. 事業承継の実態と政府の支援

経営者の高齢化と後継者不在という状況を背景とした休廃業・解散が生じています。このような中で、円滑な事業承継が喫緊の課題となっています。「同族承継」の割合が最も多いですが、全体に占める割合は年々減少しており、「外部招聘」なども増加傾向にあり、親族外承継が事業承継の有力な選択肢のひとつとなってきています。

また、政府としても平成29年度から10年程度を「承継円滑化法」に基づいて、事業支援の集中実施期間と定め、税制や予算面などで総合的な支援をしています。事業承継は長い期間を要する取組であり、経営者が高齢になるほど時間的な猶予は限られるため早めに検討を始めることが重要です。

ナマの税務相談室

Q

令和4年12月に被相続人である母（甲）が死亡いたしました。父はその2年前に死亡しています。甲の相続人は長男、長女、次男の3人です。この3人にはそれぞれ子供が2人おり、甲の孫である6人全員成人しています。

「甲の生前3年以内」に長男、長女、次男に現金110万円ずつ（合計330万円）贈与したものは相続財産に取り込みます。

甲は孫6人にもやはり3年以内にそれぞれ100万円（合計600万円）贈与いたしましたが、これは相続財産には取り込まなくても宜しいでしょうか。

A

相続または遺贈によって財産を取得した人がその相続の開始前3年以内にその相続に係る被相続人から財産を贈与によって取得したことがある場合には、その贈与によって取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算し

相続開始前3年以内の贈与と孫たち

た上で相続税の総額や各相続人などの相続税額を計算することとされています。

（相法19条）なお、相続の開始前3年以内にその相続

に係る被相続人から贈与によって財産を取得した人（この被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者は除かれます）がその被相続人からの相続又は遺贈によって財産を取得しなかった場合には前記の相法19条の規定の適用はありません。

今回のケースでは、甲の6人のお孫さんたちは相続人ではないようですので、遺贈によって被相続人の財産を取得した場合（生命保険金や退職手当金を取得した場合など、相続税法の規定により遺贈によって財産を取得したものとみなされる場合を含みます）には3年前の贈与財産が相続税の課税価格に加算されることとなりますが、相続財産を取得しなかった場合には相続税の課税価格に加算されることはありません。

ナマの税務相談室

寄附をめぐる電子化の波 と神社仏閣でのお賽銭等

コンビニにはレジの脇に募金箱が置いてあります。大手コンビニ3社でこの募金箱に集まる「善意」は、年間10億円以上になり、東日本大震災の際には短期間で30億円近くも集まったそうです。でも、キャッシュレス決済が普及しているので、コンビニ募金は減るのではないかと、一寸心配です。お財布にお釣りを入れる代わりに募金箱に入れるような簡便な寄付行為と縁がなくなりそうだからです。

確かに、電子マネーの普及により、多くのNPO団体・地方自治体・支援団体では電子マネーの寄付に対応しています。電子マネーによる寄付は、現金書留による郵送、銀行振り込みなどの手間に比

べ、スマートフォンやPCからできる手軽さがあります。とは言え、コンビニでの釣銭募金のような手軽さ、少額対応には及びません。

また、キャッシュレス決済が広がる中、神社仏閣での対応行動について議論が広がっています。お守りや御朱印の支払い、さらには、賽銭までキャッシュレスで供えられる神社が登場し、ポイント還元も実行しているからです。お賽銭のキャッシュレス決済は、電子マネーしか利用できない自動販売機で、その寺専用のお賽銭コインを販売して、それを賽銭箱に投じてもらっています。自販機に現金が残らず、賽銭箱にも換金できないコインが沢山、という具合

いになるので防犯対策にもなっているようです。

しかし、多くの電子マネーは、電子マネー加盟店規約で商品やサービスの対価としての支払いのみに使えるとしています。でも、宗教法人が行う宗教行為で受取る、お布施、戒名料、玉串料等は、葬儀や法要等の宗教活動に伴う実質的な喜捨金と認識されているものなので、法人税や事業税や消費税は非課税です。お守り、お札、おみくじ等も実質は喜捨金に含まれるものとされています。ただし、絵葉書、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等を通常価格で販売している場合は、物品販売業に該当し、収益事業とされ、非課税とはされていません。

お布施、戒名料、玉串料、お守りやおみくじやお賽銭などが対価支払電子マネーの対象となると、収益事業該当性が問われる事になります。

「溪流に 沿ひて行き
り 夏燕 田津子」
所得税。所得の減少等で
予定納税額が過大納付にな
ることが確実な場合の減額
申請は7月18日までです。
鮎が美味しい季節です。
「串に焼く 鮎よ岩魚よ
峡の風 春郎」
「鮎食べて 骨うつくし
く 残しけり 志津子」
「鮎雑炊 すすつて暑気
を 払ひをり 正子」
7日小暑、23日大暑。



辛いという字がある。
もう少しで、
幸せになれるような字である。

(詩画作家 星野富弘)

7月の税務メモ

(国税)

- 6月分源泉所得税の納付 (特例適用者は1~6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

10日
18日
31日
〃
〃

(地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。